

## 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

## I 基本的事項

## 1 事業の概要

特別会計名：橋本市公共下水道事業特別会計

事業名	公共下水道（下水道事業）		
事業開始年月日	昭和54年4月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名*	橋本市	職員数*（H19. 4. 1現在）	24人
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

## 2 財政指標等

資本費	389円（H17）	公営企業債現在高（百万円）	14,364（H18）
累積欠損金（百万円）	—	利益剰余金又は積立金（百万円）	7（H18）
不良債務（百万円）	—	財政力指数*	0.537（H18）
資金不足比率（%）	0	実質公債費比率*（%）	16.0（H18）
		経常収支比率*（%）	98.2（H17）

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

## 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input checked="" type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
〔合併期日：平成18年3月1日 合併前市町村：橋本市、高野口町〕 機構改革により、組織を整備部門と管理部門に分け、効率的な経営を行えるようにした。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で内容を記載すること。

## 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	橋本市公共下水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	橋本市長 木下善之
既存計画との関係	橋本市集中改革プラン 平成18年度～平成22年度
公表の方法等	橋本市広報及び橋本市HPに掲載、議会への報告
基本方針	<p>事業の財源である使用料収入の増加を図るため、未接続世帯に対する接続促進の取り組みを更に強化したい。</p> <p>料金体系については、現在、旧橋本市区域と旧高野口町域とで異なっているが、平成21年度を目途に両者を統一し、その際、条例改正が必要となるので、議会の議決を経た上で、適正な料金となるよう改定を行いたい。</p> <p>また、維持管理に要する経費については見直しを図り、より効率的な管理の検討を行いたい。</p> <p>一般会計からの繰入金を少なくできるよう努めたい。</p> <p>なお、この経営健全化計画については、広報やインターネットで公表していくものとし、議会にも報告案件として提出したいと考えている。</p>

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	22	93	26	141
	補償金免除額	4	22	5	31
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	93	120	17	230
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	40	178	19	237

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	公共下水道事業	21,721	92,975	25,787	140,483
合 計 (A)		21,721	92,975	25,787	140,483
※ 一 般 会 計 の う ち (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		21,721	92,975	25,787	140,483

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債	公共下水道事業（旧市）	18,061	33,455	17,316	68,832
	公共下水道事業（旧町）	75,089	86,271		161,360
合 計 (A)		93,150	119,726	17,316	230,192
※ 一 般 会 計 の う ち (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		93,150	119,726	17,316	230,192

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	公共下水道事業（旧市）	36,444	99,878	15,001	151,323
	公共下水道事業（旧町）	3,530	77,662	3,697	84,889
合 計 (A)		39,974	177,540	18,698	236,212
※ 一 般 会 計 の う ち (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		39,974	177,540	18,698	236,212

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。  
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

## II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>当市は類型団体と比較して、使用料単価が低く抑えられており（当市 119,57円 類型団体 156,26円（H17））、処理人口1人あたりに係るコストが高い傾向にある（例、処理人口1人あたりの維持管理費 当市 14,704円 類型団体 11,088円（H17））。</p> <p>また、決算上は経営黒字となっているものの、これは一般会計からの多額の繰入金があるためである。</p> <p>今後、さらに未整備地区の整備を進め、供用開始区域が拡大することに伴い、償還元金や維持管理費が増加するおそれがあるので、一般会計からの繰入金を少なくするためにも、経費の節減や使用料の見直しを含めた対策が必要となっている状況である。</p>
経営課題	<p>課 題 ① 下水道使用料の適正化</p> <p>当市は、平成18年3月1日に合併したが、料金体系が旧橋本市区域と旧高野口町区域とで異なっている状況にある（一般家庭使用料 旧橋本市区域 2,300円 旧高野口町区域 2,600円）。</p> <p>平成21年度を目途に、両者を統一する予定である。</p>
	<p>課 題 ② 下水道普及率の向上</p> <p>当市は、下水道普及率が約40%と未だ低い状況にある。</p> <p>人口の多い地域を優先的に整備することにより、普及率を高めていく必要がある。</p> <p>投資費用に対して得られる効果が高い地区を優先的に整備する必要あり。</p>
	<p>課 題 ③ 下水道接続率の向上</p> <p>当市においては、既に整備済みの区域ではあるが、高齢者世帯である等の理由により、未接続の世帯が多い区域がある。</p> <p>積極的に広報活動等を行うことにより、これら未接続世帯に対する接続促進の取り組みを強化する必要がある。</p>
	<p>課 題 ④ 整備費及び維持管理費の削減</p> <p>当市においては、今後さらに整備を進め、供用開始区域が拡大することに伴い、さらに整備費及び維持管理に要するコストが増えるおそれがあるので、これを抑える必要がある。</p> <p>整備については、投資費用に対して得られる効果が高い地区を優先的に整備し、維持管理については、民間委託も視野に入れつつコスト削減に努める必要がある。</p>
	<p>課 題 ⑤ 他会計からの基準外繰入金の削減</p> <p>普通会計からの基準外繰入金が多い状況となっている（523,291千円・H18）</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

## II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>当市は類型団体と比較して、使用料単価が低く抑えられており（当市 119,57円 類型団体 156,26円（H17））、処理人口1人あたりに係るコストが高い傾向にある（例、処理人口1人あたりの維持管理費 当市 14,704円 類型団体 11,088円（H17））。</p> <p>また、決算上は経営黒字となっているものの、これは一般会計からの多額の繰入金があるためである。</p> <p>今後、さらに未整備地区の整備を進め、供用開始区域が拡大することに伴い、償還元金や維持管理費が増加するおそれがあるので、一般会計からの繰入金を少なくするためにも、経費の節減や使用料の見直しを含めた対策が必要となっている状況である。</p>
経営課題	<p><b>課題 ① 下水道使用料の適正化</b></p> <p>当市は、平成18年3月1日に合併したが、料金体系が旧橋本市区域と旧高野口町区域とで異なっている状況にある（一般家庭使用料 旧橋本市区域 2,300円 旧高野口町区域 2,600円）。平成21年度を目途に、両者を統一する予定である。</p> <p><b>課題 ② 下水道普及率の向上</b></p> <p>当市は、下水道普及率が約40%と未だ低い状況にある。人口の多い地域を優先的に整備することにより、普及率を高めていく必要がある。投資費用に対して得られる効果が高い地区を優先的に整備する必要あり。</p> <p><b>課題 ③ 下水道接続率の向上</b></p> <p>当市においては、既に整備済みの区域ではあるが、高齢者世帯である等の理由により、未接続の世帯が多い区域がある。積極的に広報活動等を行うことにより、これら未接続世帯に対する接続促進の取り組みを強化する必要がある。</p> <p><b>課題 ④ 整備費及び維持管理費の削減</b></p> <p>当市においては、今後さらに整備を進め、供用開始区域が拡大することに伴い、さらに整備費及び維持管理に要するコストが増えるおそれがあるので、これを抑える必要がある。整備については、投資費用に対して得られる効果が高い地区を優先的に整備し、維持管理については、民間委託も視野に入れつつコスト削減に努める必要がある。</p> <p><b>課題 ⑤ 他会計からの基準外繰入金の削減</b></p> <p>普通会計からの基準外繰入金が多い状況となっている（523,291千円・H18）</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

### Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

#### （1）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円，％）

区 分		年 度	平成14年度 (計画前5年度) ( 決算 )	平成15年度 (計画前4年度) ( 決算 )	平成16年度 (計画前3年度) ( 決算 )	平成17年度 (計画前々年度) ( 決算 )	平成18年度 (計画前年度) ( 決算見込 )	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収益的 収入	1 総 収 益 (A)	343	361	594	625	1,034	709	763	825	820	864	
	(1) 営 業 収 益 (B)	26	45	104	143	242	280	304	383	394	445	
	ア 料 金 収 入	25	44	103	142	242	280	304	383	394	445	
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)											
	ウ そ の 他				1							
	(2) 営 業 外 収 益	317	317	490	481	791	429	459	442	425	419	
	ア 他 会 計 繰 入 金	317	317	490	469	598	428	459	442	425	419	
	イ そ の 他			1	12	191	1					
	2 総 費 用 (D)	343	361	594	625	1,034	709	763	825	820	864	
	(1) 営 業 費 用	71	96	185	246	662	350	414	493	504	565	
ア 職 員 給 与 費	56	57	72	82	93	66	70	70	70	70		
ウ ち 退 職 手 当												
イ そ の 他	44	62	113	163	568	283	286	302	317	374		
(2) 営 業 外 費 用	272	265	409	379	372	359	349	332	315	299		
ア 支 払 利 息	雨水 0 汚水 220	雨水 0 汚水 219	雨水 0 汚水 365	雨水0 汚水360	雨水 33 汚水 324	雨水 35 汚水 323	雨水 35 汚水 294	雨水 35 汚水 277	雨水 35 汚水 260	雨水 35 汚水 244		
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息	1					3						
イ そ の 他	52	46	44	19	15	1	20	20	20	20		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	1,531	1,994	1,647	1,371	1,444	1,735	1,611	1,517	1,512	1,470	
	(1) 地 方 債	748	948	511	579	503	702	676	720	720	720	
	(2) 他 会 計 補 助 金	377	461	693	572	585	744	636	601	597	552	
	(3) 他 会 計 借 入 金											
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金											
	(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	356	542	354	186	200	245	244	164	164	166	
	(6) 工 事 負 担 金	19	23	46	34	34	20	20	20	20	20	
	(7) そ の 他	30	21	42		114	22	35	11	11	12	
	2 資 本 的 支 出 (G)	1,506	1,991	1,644	1,390	1,435	1,701	1,611	1,516	1,512	1,470	
	(1) 建 設 改 良 費	1,275	1,687	1,034	779	785	1,029	938	880	880	885	
ウ ち 職 員 給 与 費	95	96	80	80	88	85	85	85	85	85		
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	224	293	549	600	650	664	667	630	626	579		
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	7	10	10	11	0	7	6	6	6	6		
(5) そ の 他			51									
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	25	3	3	△ 19	9	34	0	1	0	0		



## (3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
料金回収率*	(%)	1.4	1.9	4.6	16.7	22.9	26.8	28.9	36.5	37.5	42.9	
総収支比率(法適用)	(%)											
経常収支比率(法適用)	(%)											
営業収支比率(法適用)	(%)											
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	60.5	55.2	52.0	51.0	61.4	51.6	53.4	56.7	56.7	59.9	
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	92.0	91.0	18.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
繰入金比率	収益的収入分	(%)	92.4	87.8	82.5	75.0	58.0	60.4	60.2	53.6	51.8	48.5
	うち基準内繰入金	(%)	15.8	16.0	63.5	10.9	57.0	77.0	71.0	72.0	75.0	75.0
	うち基準外繰入金	(%)	84.0	84.0	36.5	89.1	43.0	23.0	29.0	28.0	25.0	25.0
	うち料金収入に計上すべき繰入金等	(%)										
	うち赤字補てん的なもの	(%)										
	資本的収入分	(%)	24.6	23.1	42.1	41.7	41.0	42.9	39.5	39.6	39.5	37.6
	うち基準内繰入金	(%)	8.0	7.0	5.1	56.1	54.0	59.9	60.1	60.1	60.0	60.0
	うち基準外繰入金	(%)	92.0	93.0	94.9	43.9	46.0	40.1	39.9	39.9	40.0	40.0
うち赤字補てん的なもの	(%)											

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m<sup>3</sup>) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m<sup>3</sup>) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝(総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	当市は、平成18年3月1日に合併しているが、旧橋本市区域と旧高野口町区域とで料金体系が異なっている状況である。平成21年度を目処にこれを統一し、その際、適正な料金設定（一般家庭における基本料金3,000円）となるよう、十分に検討を行う予定である。 料金設定の見直し以降は、増収となる見込みである。
2 他会計繰入金の見込み	当市は、平成18年度末現在において、下水道普及率が約40%と、まだまだ整備途上の段階にある。よって、今後さらに整備を進めて行く上で、整備及び維持管理等に要する費用が増大することが予測される。しかし、維持管理面の一部民間委託による維持管理費の削減や、料金設定の見直しによる料金の増収により、一般会計からの繰入金については、平成18年度あるいは平成19年度をピークに減少することが見込まれる。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

#### IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	今後も一層の職員数の削減を図るため、定員適正化計画の見直しの検討を行うとともに、人件費総額の削減を図るため、給与等のあり方についても、引き続き見直しの検討を行いたいと考えている。
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	平成18年11月に定員適正化計画を策定し、この計画に基づき平成22年度までに普通会計で59人の職員の削減を進めている。当市の公共下水道事業は、地方公営企業法非適用企業であり、その定数管理については普通会計に組み込まれているので、公共下水道事業だけで具体的な数値を掲げることは困難である。今後もさらに整備及び維持管理を進めて行かなければならないので、定数についてはほぼ横ばい状態で、大幅な削減は見込めないが、H23年度についても集中改革プランから後退したものではない。
○ 給与のあり方	給与のあり方については、国公準拠となるよう見直しは図って行きたいと考えている。
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	国家公務員制度に準ずる給与構造改革については、平成18年4月1日に給与条例及びその関係規則を改正し、既に実施しているところである。また地域手当については、国公基準(現在2%、平成20年4月から3%に引き上げ、制度を完成させる旨人事院から勧告されている。)を基本的に市の財政状況を考慮しながら、支給率を検討したいと考えている。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	技能労務職員は数年前から、また今後においても採用(予定)がないため対象となる職員数は減少しつつあるが、適用給料表が国家公務員の行政職(1)表と同等の給料表であり、行政職(2)表を適用している国の技能労務職員と比較し、その給料水準はかなり高いものとなっている。また、民間の同等職種との比較においても同様である。この状況は、市の財政圧迫の一要因となっているところでもあるが、技能労務職員の適用給料表の見直しについては、職員団体と交渉及び合意形成の必要もあり、ある程度の期間を要するものと思われる。市としては、平成21年4月を目途に見直しできるよう交渉を進めて行きたいと考えている。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	退職時特別昇給については、合併前に廃止している。退職手当の制度については、国家公務員の退職手当法改正を受け、平成18年7月から国家公務員の退職手当制度に準じた退職手当条例により運用している。
◇ 福利厚生事業のあり方	職員互助会への公費負担については合併前に制度を見直し、市と職員との折半であった旧制度に比べ、公費負担額を3分の1程度に削減した。会計を福利厚生事業費と職員互助事業費(給付事業)の2会計に区分し、福利厚生事業については、半額を限度として公費負担とし、精算が発生した場合は公会計に返還することとし、職員互助事業については、全額職員負担としている。
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等 民間委託の推進やPFIの活用等	物件費の削減及び指定管理者制度の活用等民間委託の推進については、可能な限り指標の設定をするなど、改革をより一層進めるための見直しを行って行く。
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	II②下水道普及率が低い点について 人口の多い地域を優先的に整備することにより、普及率を高めて行く予定である。 投資費用に対して、得られる効果が高い地域を優先的に整備して行く予定である。 II③未接続世帯が多い点について 積極的に広報活動等を行うことにより、これら未接続世帯に対する接続促進の取り組みを強化して行きたい。 維持管理費の縮減について 平成19年度から人員を2名削減することにより、職員給与費1,500万円を削減した。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	II④整備費及び維持管理に要するコストが増大するおそれがある点について 整備については、投資費用に対して得られる効果が高い地域を優先的に整備し、維持管理については、民間委託も視野に入れつつコスト削減に向けて取り組んで行きたい。

#### IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への 引上げ、売却可能資産の処分等による歳入 の確保	維持管理に係るコストを出来るだけ使用料で賄えるようにするため、適正な料金水準となるよう十分に検討を行いたいと考えている。
<input type="checkbox"/> 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	II ①料金体系が異なっている点について 平成21年度を目処に、旧橋本市区域と旧高野口町区域の料金体系を統一する予定である。 その際、コスト等に見合った適正な料金水準（一般家庭における基本料金3,000円）に引き上げられるよう、現在、十分に検討を行っている段階である。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開 の推進と行政評価の導入	公会計制度改革による企業会計制度や行政評価制度を早急に導入し、また今までの給与及び定員管理状況や財政状況資料などと併せてインターネットホームページ等で広く市民に情報提供することで透明な行政運営を行う。
<input type="checkbox"/> 経営健全化や財務状況に関する情報公開	経営健全化や財政状況などの情報については、逐次、広報やインターネットで公表していくものとし、より透明な行政運営を目指す。
<input type="checkbox"/> 行政評価の導入	行政評価の導入について、現在、事務事業評価における試行段階にあるため、今後の本格導入に向けて、関係各課との調整を図り、本市行政評価システムの構築を行うものとする。また、評価結果の活用方法についても、いわゆる行政資源と呼ばれる「ヒト・モノ・カネ」を効果的かつ効率的に配分し、活用して行くこととする。評価結果の公表については、ホームページや広報等を活用し、透明性の確保、説明責任の向上を図るなど、市民の理解と信頼を得られる行政運営に努めるものとする。
5 その他	II ⑤基準外繰入金が多いという点について 普通会計からの基準外繰入金を削減するため、料金体系の見直し等に努めたい。

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。  
 なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	<p>施策④1について 平成18年11月に定員適正化計画を策定し、この計画に基づき平成22年度までに普通会計で59人の職員の削減を進めている。 当市の公共下水道事業は、地方公営企業法非適用企業であり、その定数管理については普通会計に組み込まれているので、公共下水道事業だけで具体的な数値を掲げることは困難である。 今後もさらに整備及び維持管理を進めて行かなければならないので、定数についてはほぼ横ばい状態で、大幅な削減は見込めないが、給与や手当の見直し等、人件費の総額については少しでも削減出来るよう努力して行きたいと考えている。</p>
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<p>課題Ⅱ①施策Ⅳ3について 当市は、平成18年3月1日に合併しているが、未だ旧橋本市区域（一般家庭基本料金2,300円）と旧高野口町区域（一般家庭基本料金2,600円）とで料金体系が統一されていない状況にある。 これについては、平成21年度を目処に両者を統一し、その際、適正な料金体系（一般家庭基本料金3,000円）になるように十分な検討を行い、料金改定を実施する予定である。 これにより、料金の増収が見込めるであろう。</p>
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	<p>課題Ⅱ④施策Ⅳ2について 現在の普及率（約40%・H18）や接続率（約70%・H18）では料金収入が少ない一方で、整備費用や維持管理費用の支出が高く、起債償還に係る一般会計からの繰入金もやむを得ないと思われる。 しかしながら、人口の多い地域を優先的に整備することで費用対効果を高めたり、また、民間委託等による維持管理費の削減や積極的な広報活動等により接続率を向上させることで、今後、一般会計からの基準外繰入金を少しでも削減できるよう努めて行きたい。</p>
4 その他	

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(5) 下水道事業

単位:百万円

区分	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画2年度)	平成21年度 (計画3年度)	平成22年度 (計画4年度)	平成23年度 (計画5年度)	計画合計	
収入の確保	① 処理区域内人口(人)	14,255	14,868	16,387	17,966	28,236		29,954	30,297	30,734	31,251	36,459		
	A 増減	1,175	613	1,519	1,579	10,270		1,718	343	437	517	5,208		
	水洗便所設置済人口(人)	3,748	5,607	7,381	8,617	20,028		22,164	23,022	23,880	24,738	31,490		
	B 増減	1,676	1,859	1,774	1,236	11,411		2,136	858	858	858	6,752		
	水洗化率(%)	26.3	37.7	45	48	70.9		74	76	77.7	79.2	86.4		
	C 増減	10.5	11.4	7.3	3	22.9		3.1	2.0	1.7	1.5	7.2		
	有収水量(m³)	413,533	605,804	871,765	1,189,741	2,112,980		2,349,000	2,399,000	2,450,000	2,502,000	2,816,000		
	D 増減	5,533	192,271	265,961	317,976	923,239		236,020	50,000	51,000	52,000	314,000		
	② 使用料単価(円/m³) (使用料収入/有収水量)	61.4	73.4	118.5	119.6	113.6		119	126.6	156.3	157.6	158.1		
	E 増減	10	12	45.1	1.1	-6		5	7.6	30	1	1		
	③ 料金改定率(%) (料金改定実施年度に記載)									15.4	15.4			
	F 増減													
④ ⑤ ⑥ その他( )														
G 増減	99	99	99	99	99		99	99	99	99	99			
H 増減	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0			
経営の効率化	⑤ 職員1人当たりの営業収益(千円)	1,123	1,867	4,505	6,238	8,201		12,712	13,810	14,094	16,077	16,384		
	増減	36	744	2,638	1,733	1,963		4,511	1,098	284	1,983	-16,061		
	職員数(人)	23	24	23	23	24		22	22	22	22	22		
	増減	0	1	-1	0	1		-2	0	0	0	0		
	管理運営費(千円)	343,179	361,337	593,799	605,965	689,150		707,230	742,504	805,087	799,553	834,161		
	I 増減	124,000	181,588	232,462	12,166	83,185		18,080	35,274	62,583	-5,534	34,608		
	⑥ 処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円) (I/A)	24	24	36	34	24		24	25	26	26	23		
	J 増減	7	0	12	-2	-10		0	1	-10	1	0		
	汚水処理原価(円/m³) (汚水処理経費/有収水量)	4,472	3,882	2,567	716	496		444.8	437.7	428.4	420	368.8		
	K 増減	-528	-590	-1,315	-1,851	-220		-51	-7	-9	-8	-51		
	汚水処理原価(維持管理費)(円/m³) (汚水処理経費(維持管理費)/有収水量)	830	596	681	222	175		162.4	159.5	171.2	169.6	163.3		
	L 増減	-170	-234	85	-459	-47		-13	-3	12	-2	-6		
M 増減														
⑦ 使用料回収率(%) (E/K×1,000)	13.7	18.9	46.2	167	229		268	289	365	375	429			
増減	5.4	5.2	27.3	120.8	62		39.0	21.0	76.0	10.0	54.0			
⑧ 累積欠損金比率(%)														
増減														
⑨ 企業債現在高(百万円)	13,915	14,570	14,532	14,511	14,364		14,402	14,411	14,501	14,595	14,736			
増減	930	655	-38	-21	-147		38	9	90	94	141			
収入の確保	使用料収入	25	44	103	142	242		280	304	383	394	445		
	改善額	4	23	82	121	221	451	38	62	141	152	203	596	
	①有収水量の増加	4	23	82	121	221	451	38	62	78	89	140	407	
	②使用料の適正化										63	63	189	
	③収率率の向上													
④その他( )														
改善額														
経営の効率化	管理運営費	343	361	594	606	689		707	743	805	800	834		
	うち職員給与費中の退職手当を除いたもの	343	361	594	606	689		707	743	805	800	834		
	改善額							15	15	15	15	15	75	
	⑤職員給与費の適正化							15	15	15	15	15	75	
	維持管理費(上記以外)の適正化													
	うち職員給与費中の退職手当	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0		
	⑥その他( )													
改善額														
計画前5年間改善額 合計							451	改善額 合計					671	

○計画前年度において使用料単価150円/m³(20m³当たり3,000円)未満(処理原価が150円/m³未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記載し、当該適正化による増収額を②に記載すること。

○「収入の確保」その他④の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

○「経営の効率化」その他⑥の例:建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など。建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組について)

- 使用料適正化の考え方 合併により生じた料金の2体系について、平成21年度から統一することになっており、その際、適正な料金体系(一般家庭基本料金3,000円)になるように十分な検討を行い、料金改定を実施したい。
- 民間委託の取組状況
- その他に記載された項目に関する取組等

(参考) 補償金免除額 31